

## 千葉地方裁判所委員会（第47回）議事概要

千葉地方裁判所委員会

### 1 開催日時

令和2年9月7日午後1時15分から午後3時30分まで

### 2 開催場所

千葉地方裁判所大会議室（新館10階）

### 3 出席者

#### 【委員】

井上登美子，女屋光基，官澤太郎，鈴木隆子，専田泰孝，高瀬順久，高野次夫，福永修久，藤川浩司，藤森一，堀田眞哉（委員長），森本亨，渡邊年子

#### 【説明担当者】

千葉地方裁判所事務局総務課課長補佐 黒川篤法

#### 【事務局】

千葉地方裁判所民事首席書記官，同刑事首席書記官，同事務局長，同事務局総務課長，同事務局総務課課長補佐

### 4 議事等

#### (1) 委員の紹介

委員長代理から，前回の委員会後に新たに任命された藤川委員，堀田委員，高瀬委員が紹介された。

#### (2) 委員挨拶

委員就任に当たり，藤川委員，堀田委員及び高瀬委員から挨拶があった。

#### (3) 委員長の選任

地方裁判所委員会規則6条に基づき，出席委員において新委員長の互選を行い，全会一致で堀田委員が委員長に選任された。

(4) 委員長挨拶

委員長就任に当たり、委員長から挨拶があった。

(5) 事務局からの報告

長坂総務課長から、前回テーマの「裁判所における障害者等に対する配慮」について、その後の取組について報告があった。

(6) 説明担当者による説明

「裁判所における感染症対策について」というテーマに関して黒川総務課課長補佐が説明を行った。

(7) 意見交換

(発言者：◎委員長，○委員，◇事務局)

◎ 今回の千葉地方裁判所委員会では、「裁判所における感染症対策について」をテーマとし、「感染症拡大防止と司法の役割のバランス」と「裁判所における業務態勢についての情報発信の在り方」の二点について意見交換を行っていききたい。

まずは、先ほど御報告した「裁判所における感染症対策について」，御質問等があれば伺いたい。

○ 裁判所の現状を確認したい。裁判所職員の在宅勤務に関して、現在はどういう状況か。また、取り消した期日の事件の進行状況はどうか。

◎ 千葉地裁では、緊急事態宣言の発令に伴い、緊急性のある事件を除き、原則期日はすべて取り消す方針を取った。それに対応する形で裁判所の業務を縮小し、縮小に合わせて裁判官を含む職員を在宅勤務とすることとした。緊急事態宣言解除後は、順次期日を再開し、その業務に合わせて職員の出勤も戻ってきている状況である。ただし、現在も部署によって違いはあるが、在宅勤務の態勢は続けている。

事件の進行状況について、感染拡大前と同じ状況とは言い難いが、事案の緊急性に応じて順次進めているものと理解している。

- 先ほど、ウイルス感染拡大といった局面では民事訴訟のIT化は有用な面があるといった説明があったが、IT化は計画どおり進んでいるか、また、感染症拡大の影響により何らかの影響があったか。
- ◎ 千葉地裁では今年の5月11日からIT機器を利用したウェブ会議による争点整理手続を行える態勢になった。期日を取り消されていて、緊急事態宣言下の5月の時点ではウェブ会議の利用もできない状態ではあったが、6月以降ウェブ会議の利用が順調に進んでいるものと認識している。本来の計画よりも遅れているかどうかは開始後間もないため評価は難しいが、開始時点が緊急事態宣言下であったため、少し遅れたのかもしれない。他方で、感染症拡大防止に対処できる手続ということで、有用性を感じている当事者もおられると感じている。
- ウェブ会議の利用について、弁護士側の反応は協力的か。
- 設定の仕方が分からず利用をするのに消極的な方もおられるが、コロナが追い風になってむしろこれを機にやってみようという方が多くなった。
- 法廷では、一般傍聴席を減らしていると思うが、傍聴席を減らしても一般の来庁者に対し十分に対応できているのか。また、一般の来庁者に、氏名や連絡先を記入させたりしているのか。
- ◇ 一般傍聴席については、緊急事態宣言の解除後も引続き間隔を空けて席数を減らしている状況である。比較的多くの傍聴人が来るような事件もあるが、今のところ来庁者には御理解をいただいて、大きなクレームや不安が出ている状況にはない。

また、一般の来庁者に氏名や連絡先を記入していただくという取組は行っていない。
- ◎ どなたでも傍聴していただけるということも司法の役割として非常に重要であり、来庁者に氏名や連絡先を記入していただくのは今の段階では難しいと感じている。

- ◎ 「感染症拡大防止と司法の役割のバランス」について、委員の皆様の御経験を踏まえ、意見を伺いたい。
- 窓や扉を開けるといった感染症対策も、実際の調停の場では、開けたまま手続をすると外に声が聞こえてしまうという問題もあり、対応に苦慮している。
- 医療の現場でも、人権と感染症対策という点で、両立が難しい場面がある。人権と医療のどちらを立てるかというのはその時々バランス感覚が非常に大事になるのではないかと感じている。

裁判所も苦勞をしていると思うが、健康が基盤にあった上での人権ということも、ある時期ではやはり非常に大事なことだと思う。判断するに当たっては、何が正解かということは誰も言えないので、相談しながら、社会の人たちとこの辺が妥当だろうというところを補っていくしかないのではないかと感じている。
- 弁護士の立場としては、新たに訴えを提起した事件の期日の調整の連絡が入らないとか、書記官に問合せをしてもなかなかつかまらないことがあるといった問題が生じていたと感じている。大きな苦情になるということはなかったが、事件が遅れて、その結果人権の問題が起きるとするのは抽象的にはあるかと思う。裁判所の感染事例等を検証した上で、感染症が拡大してきたときのための今後の対策が必要になってくると思う。
- ◎ ここ数か月の経験を検証しながら、今後の対応を検討し、すぐに役立てられるものは進めていく必要があると感じている。そのような検討をする上でもこの委員会で御指摘いただく内容は重要な材料になると感じている。
- 刑事事件でも、IT化を見据えてやっていかなければならないと思っているが、直接顔を合わせることを法律で要請されているものがあり、ハードルが高い上に、様々なハードルが多く、一朝一夕にはいかないところである。先行している民事IT化について、途中経過などを公にさせていただくと参考

になる。

- 銀行のリスク関連部門を所管しているが、銀行という職業柄、不特定多数の人との接点が多い中で、クラスターは絶対起こしてはいけないという意識で、まずは職員の健康管理、テレワークや時差出勤など「三密」を極力回避しなければならないということを掲げ、これまで活動をしてきたところである。感染防止と司法の役割とのバランスという点でいうと、銀行では感染防止と経済とのバランスというのを常に考えていかななくてはならない。事業者の方々からは、銀行の職員にお客さんとして、飲食や旅行に来てもらいたいという声をよく聴く。
- 大学では原則オンデマンド型の授業を行ってきた。対面授業の必要性は一般の方に理解してもらうのは難しいため、ゼロリスクを追及する方向を取っている。一般の方に必要性を理解していただくのが難しいという意味では裁判所も近いのかなと感じた。
- ◎ コロナ禍における裁判所の情報伝達について御意見を伺いたい。
- 緊急事態宣言が発令されてから、裁判がどうなるかということに関しては見通しが見えない期間があった。現在裁判所の態勢がどうなっているかということについて、ホームページを見ればある程度のことは分かったと思うが、もっとマスコミを使って情報発信するというようなことは可能だったのではないか。
- 緊急事態宣言下で、感染症に関する様々な災害放送を発信する中、裁判所の情報については、選任手続の取消しの報道はしたが、裁判所の業務態勢や対策については十分に伝えることができなかったと思う。情報を拾い切れないこともあるので、裁判所から情報をどんどん発信して、マスコミの目に触れる機会を増やしていただき、それを多くの方に見ていただけるようマスメディアとして対応していきたい。

また、感染症対策として傍聴席数を制限していることについて、しばらく

この制限は続くと思うが、裁判は公開が原則であるため、法廷の様子を別室で見られる会場を作る等の工夫を期待したい。

- ◎ 法廷の様子を別室で見られるようにという御意見については、法廷にいる当事者に与える影響等、課題はあるが、参考にさせていただきたい。
- 県内でコロナに関係する倒産が報道されるようになってきて、民間の信用調査会社が発した情報の中では、裁判所の破産手続にタイムラグがあり、7月に倒産件数が増えたと聞いている。このようなコロナ禍ならではの事件の傾向を教えていただければと強く感じた。裁判所の感染症対策については、情報をいただければ、司法が抱えているコロナの問題というのを深掘りしたいと思っている。
- ◎ 情報発信に限らず、最初のテーマについても他に御意見があれば伺いたい。
- 県内の経済界、産業界では、観光サービス業や飲食業関係が軒並み経営不振に陥っている。これがもう少し続けば、倒産件数が増えてくるような状況である。また、商工会においてもIT化を進めている。まずはホームページで、レストランのメニューだけでなく安全対策情報を発信し、比較検討できるよう充実化を進めている。他にもQRコードを利用した配布資料のペーパーレス化も進めているが、コロナ禍で普及させていくのは難しい状況にある。
- 千葉県主催のイベントや事業が中止または延期せざるを得ない状況が続いているが、出席者を減らしたり、3密回避の注意喚起をしたりして、事業を少しずつ進めている。講座や研修会については、ウェブ上でも開催をしているが、ホームページ上で周知はしているものの、緊急度が高い感染症対策の関係情報が当然ホームページ上の一番上にくるため、コロナ関係以外の情報について市民の方にどう伝えるか、どうしたら見てもらえるかというのは、悩ましいところである。
- 婦人会の運営が滞ってなかなか進まない状況であるが、今日の委員会での話を聞き、私たちだけではないということを改めて感じた。これから先の感

染状況に応じて、今後の事業を進めていきたいと思っている。

(8) 次回委員会期日

次回の委員会は、令和3年2月3日午後1時15分に開催することに決定した。

(9) 次回の意見交換テーマ

次回の意見交換テーマは、委員会において提案がなかったため、過去に委員会で取り上げたテーマの状況等も踏まえ、事務局において決定し、次回委員会期日までに各委員にお知らせすることとした。

以 上